

株 主 各 位

名古屋市中区金山一丁目14番18号

フジエポ株式会社

代表取締役
社 長 **山 口 直 彦**

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、積極的に委任状を活用していただくようお願い申し上げます。

委任状をご返送していただく場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状に議案に対する賛否をご表明いただき、ご押印のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目9番8号
サイプレスガーデンホテル 3階 パルティール
3. 目的事項
報告事項 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

◎株主様へのお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいませよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の促進や感染拡大の防止策を講じる中で感染者数は減少し、経済活動再開による国内経済の回復が期待されたものの、新たな変異株の感染が各地で急速に拡大しました。また、ウクライナ情勢の緊迫化の影響を受け、半導体をはじめとする部材需給がさらに逼迫すると同時にエネルギー価格がより一層高騰したこと等が景気減速の懸念となり、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社事業と関係度合が強い建設業界におきましては、低金利政策の恩恵や昨年の需要の落ち込みの反動等もあり、日本国内の新設住宅着工戸数は増加傾向であるものの、人件費及び資材価格の高騰等の懸念もあるため、今後も建設業界の変化を注視する必要があります。

そのような状況のもと、当期の売上高は6,319,539千円、(前年同期比90.7%)、営業利益684,471千円(前年同期比116.7%)、経常利益719,290千円(前年同期比110.1%)となり、当期純利益は484,492千円(前年同期比113.6%)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当期の売上高は922,606千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益には影響ありません。

各セグメント別の状況は以下の通りです。

<バイオマテリアル事業>

新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動低迷、ウッドショックにおける市場の冷え込みも予測されましたが、住宅着工戸数が前年比較にて約10%増加と回復基調となり、解体工事の発生が多い状況となりました。木質燃料チップユーザーにおいても大きなトラブルもなく、市場は順調に推移しました。好況な市場動向に合わせて、顧客への木材持込キャンペーン等の入荷促進活動を行い、入荷増量に注力致しました。また、愛知県東三河における設楽ダム関連工事の木材処理を受注し、CEPO半田バイオマス発電所への安定的な燃料供給へ繋げました。その他、中国経済好景気の影響により鉄相場が大幅に上昇し、木質処理工程にて発生する鉄くず(釘等)の有価販売売上に大きく貢献致しました。また、木質燃料チップの備蓄ヤードを返却し、賃借料の削減により収益の改善を図りました。

<資源循環事業>

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による在宅勤務の定着化により郊外への住居(拠点)移動が活発化し、大都市周辺への新築住宅建設が活発な状況となりましたが、世界的な政情不安により、引き続き主要建築部材等の調達不安・価格高騰が懸念

され、依然不透明な状況が続いております。そのような状況のもと、郊外に展開する住宅メーカーへの営業により、新規大手顧客を確保しました。また、近年着工割合が堅調に推移しているパワービルダーや中堅建設会社への営業にも注力し、取扱量が増加しました。

<環境物流事業>

ウッドショックによる木材価格の高騰と、新規材料の確保に要する期間長期化は依然として続いております。そのような状況のもと、大手企業から排出された木製パレットを原材料とする当社オリジナルの木製再生パレットへのニーズが増えており、中古リニューアル製品の販売に注力致しました。また、SDGs意識の広まりに伴い、当社のリサイクル製品に関心を持つ企業や地方自治体が増えてきました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は総額635,680千円であり、その主なものは次の通りであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

② 当事業年度継続中の主要設備の新築・拡充・改修

新設工場設備の新設・改修（各事業部）

大垣工場	新設工場の設備投資額	224,895千円
西東京工場	新設工場の設備投資額	122,369千円

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底やワクチン普及により、まん延防止等重点措置の解除等経済活動制約の緩和を受け、市場は回復に転じるとみられるものの、新たな変異株の発生やロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇等依然として先行きは不透明な状況です。

上記の状況下ではありますが、カーボンニュートラルに向けた産業政策の浸透により、当社の事業への期待もさらに高まっております。よって、積極的な設備投資と営業活動により新規エリア拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社の営業成績及び財産の状況の推移は次の通りです。

区 分	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 (当期)第75期
売 上 高 (千円)	5,663,078	6,625,502	6,965,638	6,319,539
当 期 純 利 益 (千円)	342,111	430,583	426,322	484,492
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	80.13	96.44	95.48	108.51
総 資 産 (千円)	7,964,086	8,337,591	8,244,161	8,466,339
純 資 産 (千円)	1,145,492	1,391,829	1,648,717	1,949,214

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社・関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社フィニティ	30,000 千円	100.0 %	収集運搬
FULUHASHI CORPORATION (THAILAND)LTD.	35,670 千バ ーツ	100.0 %	物流機器製造販売
FULUHASHI CORPORATION (VIETNAM)LTD.	12,784 百万 ベトナム ドン	100.0 %	物流機器製造販売
株式会社フルハシ環境 総合研究所	40,000 千円	100.0 %	環境コンサルティング
ASAP SECURITY 株式会社	10,000 千円	100.0 %	警備請負
EPOヒューマンリソース 株式会社	20,000 千円	100.0 %	人材派遣
(持分法適用関連会社) ジャパンバイオエナジー 株式会社	100,000 千円	20.0 % (19.0)	廃棄物処理・リサイクル
ジャパンバイオエナジーホール ディング株式会社	51,500 千円	36.9 %	ジャパンバイオエナジー株式会 社の経営管理全般

(注) 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社は、「世のため 人のため 地球のため 社員のため 持続可能な社会を創造します」を経営理念とし、木質系廃材のリサイクル処理を行うとともに、その過程において発生する木質チップを燃料又は原料製品として販売するほか、建設現場から生じる建設副産物の再資源化、回収からリサイクルまで考慮した物流機器の製造・販売、中古物流機器の買取販売等、各種環境ソリューションを展開することにより持続可能な社会の実現を目指しております。

なお、当社においては「バイオマテリアル事業」、「資源循環事業」及び「環境物流事業」の各事業を展開しております。各事業の概要及び位置付けは、次の通りであります。

① バイオマテリアル事業

バイオマテリアル事業は、木質系廃材のリサイクル処理受託及び木質リサイクルチップの販売を展開しております。当社は、木質系廃材の処理受託において顧客となる排出事業者等より処理料を受領するとともに、リサイクル処理過程において製造する木質リサイクルチップ販売による収入の双方にて収益を獲得する事業モデルを構築しております。

(リサイクル処理受託)

家屋等の解体現場や住宅建設現場等において排出される木質系廃材について、排出事業者等からリサイクル処理を受託しております。リサイクル処理の対象となる木質系廃材は、主に木造家屋の解体や新設時に発生する廃材のほか、製材端材や廃パレット等があり、排出事業者等から受け入れたこれら木質系廃材は、各地域に設置する自社リサイクル処理工場において、入荷確認及び異物除去等を行ったうえで、破砕又は切削等の処理を行うことにより木質リサイクルチップ製品として加工・製造しております。

(木質リサイクルチップ販売)

リサイクル処理に伴い加工・製造される副産物を木質リサイクルチップ製品として販売しております。木質チップ製品のうち、塗料や接着剤等の附着物が少ない柱材や梁等から製造されるものは、紙・パルプ原料や木質ボード原料等の「木質原料チップ」として販売しており、その他の集成材や内装材等により製造されるものは、バイオマスボイラー等の石油代替の燃料(木質バイオマス発電向け含む)として販売しております。

② 資源循環事業

資源循環事業は、住宅建設現場等から排出される各種建設副産物(廃棄物)のリサイクル処理を受託しております。住宅メーカー等を顧客として、建設現場に資材回収ボックスを設置し定期的に巡回・回収を行い、当社のリサイクル工場において、選別、再資源化等の中間処理業務を行っております。建設副産物(廃棄物)のうち木

質系廃材については、自社バイオマテリアル事業の処理工場にて木質リサイクルチップとして再生するほか、当社にて再資源化が可能な資材については資源として売却しております。処理対応が困難となる資材等については、外部業者へ再資源化の2次処理委託又は埋立処分等に係る最終処分業者への委託等により、適切な廃棄物処理を実施しております。

③ 環境物流事業

環境物流事業は、木製パレット等の物流機器の製造・仕入・販売を展開しております。国内においては、物流機器(新品)の製造・仕入・販売に加えて中古物流機器の買取・販売にも注力しており、廃棄木製パレット等のリサイクル処理を含めたソリューションも提供しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本社	愛知県名古屋市中区金山1丁目14番18号	
事業所・営業所	営業本部 (名古屋市)	横浜営業所 (横浜市)
	セントレア事業所 (常滑市)	静岡営業所 (掛川市)
	千葉営業所 (千葉市)	東東京営業所 (松戸市)
	西日本営業所 (広島市)	
工場	愛知第一工場 (春日井市)	愛知第二工場 (弥富市)
	愛知第五工場 (清須市)	愛知第六工場 (豊田市)
	愛知第七工場 (半田市)	三重工場 (川越町)
	静岡第一工場 (掛川市)	岐阜第一工場 (多治見市)
	飛島リサイクルパーク (飛島村)	千葉リサイクルランド (千葉市)
	東東京工場 (松戸市)	湘南工場 (平塚市)
	広島工場 (広島市)	
	jonetsu Yoga一社スタジオ (名古屋市)	

(9) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
248 名	40.5 歳	8.09 年	5,168 千円

(注) パートタイマー・アルバイト・嘱託等の臨時従業員16名は除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	1,054,060 千円
株式会社三菱UFJ銀行	617,517 千円
株式会社商工組合中央金庫	480,620 千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日)

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,464,920株 (自己株式15,080株を除く。)
- (3) 株主数 47名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山口 直彦	1,203,112	26.95
有限会社ヤマグチ	940,000	21.05
山口 昭彦	661,856	14.82
フルハシEPO従業員 持株会	308,238	6.90
高取 陽子	203,152	4.55
山口 郁子	171,000	3.83
山口 まどか	120,000	2.69
岡田 光男	97,000	2.17
伊藤 元光	87,160	1.95
野口 まさこ	79,800	1.79

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は自己株式(15,080株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口直彦	
代表取締役副社長	山口昭彦	ジャパンバイオエナジーホールディング株式会社 代表取締役 川崎バイオマス発電株式会社 取締役 CEPO半田バイオマス発電株式会社 取締役
常務取締役	熊澤修次	営業本部長
取締役	岡田光男	経営企画部長
取締役	天野幹也	生産本部長
取締役	上野徹	管理本部長 兼 総務部長
取締役	水野信勝	株式会社ダイセキ 社外取締役監査等委員
取締役	織田直子	株式会社アクエリアス・ハート・ヴォイス 代表 取締役
監査役	矢野辰彦	
監査役	鈴木雅雄	
監査役	荻谷公平	

- (注) 1. 水野信勝氏及び織田直子氏は現に当社の社外取締役です。
2. 水野信勝氏及び織田直子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
3. 鈴木雅雄氏及び荻谷公平氏は現に当社の社外監査役です。
4. 鈴木雅雄氏及び荻谷公平氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
5. 社外監査役鈴木雅雄氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役荻谷公平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び連結子会社の取締役、監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、契約期間は、1年間であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	退職慰労金	
取締役	224,700	214,200	—	—	10,500	8
監査役	16,120	15,600	—	—	520	3
合計	240,820	229,800	—	—	11,020	11

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は1名です。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。

② 役員報酬等の方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は以下の通りであります。

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は2020年5月21日開催の取締役会で決議しました「役員報酬規程」に定めております。

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、取締役（社外取締役を含む）の役員報酬は、固定報酬と短期インセンティブ（使用人兼務取締役のみ）で構成されております。各取締役（社外取締役を除く）については、求められる職責及び能力、成果や経営に対する貢献度、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、取締役会の決議により決定致します。社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬にて決定しております。今後の報酬等の額については、2022年2月14日開催の取締役会において決議

しました社外役員を構成員の過半数とする任意の指名報酬委員会において、審議を行い、その諮問を尊重したうえで、取締役会の決議により決定致します。なお、取締役の個人別の固定報酬額の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長山口直彦が委任を受けるものとしております。

委任した権限の内容は、個人別の報酬額の具体的方法を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるためであります。

取締役会は社外役員を構成員の過半数とする任意の指名報酬委員会において、審議を行い、その諮問を尊重した上で、取締役会の決議により決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬額は、「役員報酬規程」に基づき、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

また、退職慰労金につきましては、取締役会により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において「役員退職慰労金規程」に従い相当の範囲内で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

該当事項はありません

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

社外取締役水野信勝氏は、株式会社ダイセキの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

③各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	水 野 信 勝	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、主に会計士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。
取 締 役	織 田 直 子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、主にコンプライアンス遵守、公明性、中立性、女性ならではの視点からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。
監 査 役	鈴 木 雅 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、監査役会12回のうち11回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	荻 谷 公 平	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、監査役会12回のうち12回出席し、主に会計士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,400千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査報酬等の額	1,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査法人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を行ったうえで、監査法人の報酬等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任致します。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解約又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社グループは、役職員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底を図る。
 - ii コンプライアンスを確保するための体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
 - iii 当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。
 - iv 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動指針」を制定し、「クレドカード」に「行動指針」を記載して役職員に配布することで、役職員に周知徹底を図る。
 - v 当社グループでは、役職員による組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報、又は法令違反等に該当するかを確認する相談窓口を、社内外に設置し、これら内部通報制度の内容を「内部通報規程」として制定・周知することで、役職員への利用を促進する。
 - vi 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 当社グループでは、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ii 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
 - iii 当社グループでは、企業機密の漏洩を防止し、適切な機密情報の管理・保全を行うため、「企業機密管理規程」を定め、機密の程度に応じた管理者を選任し、管理方法と合わせて当社グループ役職員へ周知する。
 - iv 個人情報については、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、原則、毎月一回の定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ii 取締役会は、当社グループの財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- iii 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」を定め、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- iv 組織の構成と各組織の所掌業務を定める「組織規程」「業務分掌規程」及び権限の分掌を定める「職務権限規程」を整備し、適切な権限委譲と責任と役割を明確にすることで効率的な業務執行を行う。

(d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社グループは、リスク管理体制の確立を図り、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、「リスク管理規程」を策定する。この規程に則り、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ii コンプライアンス委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。
- iii 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議、関係会社連絡会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

(e) 当社企業集団に置ける業務の適正を確保するための体制

- i コンプライアンス委員会は、グループ各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。
- ii 当社グループは、「行動指針」を通じて、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

- iii 当社は、経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、その他重要な事項については当社の取締役会へ報告を行う。
 - iv 各子会社において適正な業務執行が行えるよう、各社において社内規程を整備する。
 - v 当社の内部監査室は、定期的に当社グループの全社を対象とし監査を行い、監査結果に基づいて必要があれば社長名で関係会社に対して指示又は勧告を行う。
 - vi 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、年2回開催する関係会社連絡会議において、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i 当社は、監査役職務を補助するために監査役が職務執行に必要な執務環境を整備し、監査役の求めにより専属の従業員を配置するものとする。専属従業員の人事については、監査役と協議して決定するものとする。
 - ii 監査役を補助する専属従業員は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮命令は受けないものとする。監査役専属従業員を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとする。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 当社グループの役職員は、監査役の求めに応じて、職務の執行、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項についてその内容を速やかに報告するものとする。
 - ii 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に対して、その説明を求めることができるものとする。
- (h) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- i 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、役職員は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

- ii 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。
- iii 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況等を総合的に勘案して実施していく方針です。

上記方針の下、当社は配当性向について30%以上を目途に株主還元として配当を行う方針であります。

内部留保資金については、今後の企業としての成長と、財務基盤の安定のバランスを鑑みながら、有利子負債の返済、設備投資等に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,418,782	流動負債	3,206,315
現金及び預金	328,005	支払手形	112,071
受取手形	7,837	買掛金	123,568
電子記録債権	32,403	短期借入金	728,500
売掛金	834,417	1年内返済予定の長期借入金	942,396
商品及び製品	19,898	リース債務	145,343
仕掛品	88,590	未払金	375,688
原材料及び貯蔵品	2,184	未払費用	72,527
前払費用	41,134	未払法人税等	146,104
その他	64,523	前受金	300,009
貸倒引当金	△213	預り金	21,726
固定資産	7,047,556	賞与引当金	110,000
有形固定資産	5,501,169	火災損失引当金	34,040
建物	1,456,049	設備関係支払手形	31,210
構築物	318,581	その他	63,129
機械及び装置	244,407	固定負債	3,310,808
車両運搬具	11,669	長期借入金	2,444,119
工具、器具及び備品	23,699	リース債務	255,561
土地	2,646,137	役員退職慰労引当金	279,080
リース資産	347,611	退職給付引当金	237,377
建設仮勘定	453,013	資産除去債務	55,906
無形固定資産	62,124	その他	38,764
特許権	1,266	負債合計	6,517,124
商標権	89	純資産の部	
ソフトウェア	22,551	株主資本	1,945,377
リース資産	34,329	資本金	310,000
その他	3,886	資本剰余金	58,565
投資その他の資産	1,484,262	資本準備金	58,145
投資有価証券	226,117	その他資本剰余金	420
関係会社株式	229,390	利益剰余金	1,580,838
出資金	1,515	利益準備金	56,010
長期貸付金	12,976	その他利益剰余金	1,524,828
関係会社長期貸付金	100,614	別途積立金	130,000
長期前払費用	4,088	繰越利益剰余金	1,394,828
繰延税金資産	167,310	自己株式	△4,026
保険積立金	703,631	評価・換算差額等	3,837
その他	83,022	その他有価証券	3,837
貸倒引当金	△44,403	評価差額	
資産合計	8,466,339	純資産の部合計	1,949,214
		負債・純資産の部合計	8,466,339

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,319,539
売上原価	3,311,867
売上総利益	3,007,672
販売費及び一般管理費	2,323,201
営業利益	684,471
営業外収益	
受取利息及び配当金	38,573
受取保険金	10,967
その他の	28,935
営業外費用	
支払利息	37,690
社債利息	4
貸倒引当金繰入額	3,883
その他の	2,078
経常利益	719,290
特別利益	
固定資産売却益	19,645
抱合せ株式消滅差益	8,491
特別損失	
有形固定資産除却損	4,059
火災損失引当金繰入額	34,040
税引前当期純利益	709,326
法人税、住民税及び事業税	240,363
法人税等調整額	△15,529
当期純利益	484,492

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	310,000	58,145	420	58,565
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映し た当期首残高	310,000	58,145	420	58,565
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	310,000	58,145	420	58,565

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	56,010	130,000	1,089,383	1,275,393	△4,026	1,639,932
会計方針の変更による 累積的影響額			△451	△451		△451
会計方針の変更を反映し た当期首残高	56,010	130,000	1,088,932	1,274,942	△4,026	1,639,481
当期変動額						
剰余金の配当			△178,596	△178,596		△178,596
当期純利益			484,492	484,492		484,492
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	305,895	305,895	—	305,895
当期末残高	56,010	130,000	1,394,828	1,580,838	△4,026	1,945,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,785	8,785	1,648,717
会計方針の変更による 累積的影響額			△451
会計方針の変更を反映し た当期首残高	8,785	8,785	1,648,266
当期変動額			
剰余金の配当			△178,596
当期純利益			484,492
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,947	△4,947	△4,947
当期変動額合計	△4,947	△4,947	300,948
当期末残高	3,837	3,837	1,949,214

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 15～38年

構築物 10～15年

機械及び装置 6～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 火災損失引当金

愛知第七工場（半田）の火災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

処理サービスに係る収益は、廃棄物処理のサービスであり、顧客との廃棄物処理契約に基づいて廃棄物処理を受託する履行義務を負っております。当該履行義務は、廃棄物処理を完了する一時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、処理完了時点で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人としてサービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、バイオマテリアル事業及び資源循環事業に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、一部の取引について純額で収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は922,606千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は451千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損の判定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,501,169千円
無形固定資産	62,124千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。将来キャッシュ・フローは、計画策定時における合理的な情報等を基礎として策定された事業計画に基づいております。

経営環境等、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来キャッシュ・フローが減少することによって減損処理を認識する必要が生じ、翌事業年度の計算書類において固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	691,927千円
土地	2,451,185 "
計	3,143,113千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	728,500千円
1年内返済予定の長期借入金	810,767 "
未払金	16,557 "
長期借入金	2,215,781 "
固定負債のその他(長期未払金)	33,114 "
計	3,804,719千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,690,741千円

3. 前受金に含まれる契約負債の総額 112,606千円

4. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

CEPO半田バイオマス発電株	1,508,560千円
川崎バイオマス発電株	23,400 "
FULUHASHI CORPORATION (VIETNAM) LTD.	11,913 " (97千米ドル)
計	1,543,873千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	109,753千円
短期金銭債務	140,208 "

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	597,711千円
売上原価	797,020 "
販売費及び一般管理費	91,040 "

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	32,555 "
営業外費用	— "

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 6,319,539千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,480,000	—	—	4,480,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,080	—	—	15,080

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	89,298	20.00	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月18日 取締役会	普通株式	89,298	20.00	2021年9月30日	2021年11月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	89,298	20.00	2022年3月31日	2022年6月14日

(税効果会計関係に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	72,637千円
賞与引当金	33,664 "
未払事業税等	9,691 "
役員退職慰労引当金	85,398 "
投資有価証券評価損	872 "
関係会社株式評価損	30,666 "
資産除去債務	17,107 "
貸倒引当金	13,652 "
火災損失引当金	10,417 "
減損損失	21,783 "
その他	19,781 "
繰延税金資産小計	315,673千円
評価性引当額	△131,597 "
繰延税金資産合計	184,076千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△14,035千円
その他有価証券評価差額金	△1,692 "
その他	△1,038 "
繰延税金負債合計	△16,766 "
繰延税金資産純額	167,310千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主として設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、『重要な会計方針に係る事項に関する注記』5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ヘッジ会計の方法に記載の通りであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	43,167	43,167	—
(2) 関係会社長期貸付金	100,614		
貸倒引当金(※1)	△42,843		
	57,770	57,949	178
資産計	100,938	101,116	178
(3) 長期借入金(※2)	3,386,515	3,393,921	7,406
(4) リース債務(※2)	400,904	401,636	731
負債計	3,787,419	3,795,558	8,138

(※1) 関係会社長期貸付金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金、リース債務の貸借対照表計上額及び時価については、それぞれ1年内返済予定の長期借入金、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	130,000	93,640	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	182,950
関係会社株式	229,390

非上場株式は、「その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、上記の表に含めておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、『重要な会計方針に係る事項に関する注記』4 収益及び費用の計上基準及び『会計方針の変更に関する注記』(1)収益認識に関する会計基準等の適用に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	436円	56銭
1株当たり当期純利益	108円	51銭

(重要な後発事象に関する注記)

・公募による新株発行

当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所より上場承認を受け、2022年4月21日に東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に株式を上場致しました。この株式上場に当たり、2022年3月18日及び2022年4月4日開催の取締役会において、次の通り募集株式の発行について決議し、2022年4月20日に払込が完了致しました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 400,000株
(2) 発行価格	1株当たり 1,140円
(3) 引受価額	1株当たり 1,054.50円 この価格は、当社が引受人から1株当たりの新株式申込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
(4) 払込金額	1株当たり 1,054.50円 この金額は会社法上の払込金額であり、2022年4月4日開催の取締役会において決定された金額であります。
(5) 資本組入額	1株当たり 527.25円
(6) 払込金額の総額	421,800,000円
(7) 資本組入額の総額	210,900,000円
(8) 払込期日	2022年4月20日
(9) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(10) 資金の使途	公募による新株式発行の調達資金は、第三者割当増資による新株式発行の調達資金と合わせて、新規の設備投資資金に充当する予定です。

・第三者割当による新株式の発行

当社は、2022年3月18日及び2022年4月4日開催の取締役会において、次の通りオーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2022年5月24日に払込が完了致しました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 79,500株
(2) 割当価格	1株当たり 1,054.50円
(3) 資本組入額	1株当たり 527.25円
(4) 割当価格の総額	83,832,750円
(5) 資本組入額の総額	41,916,375円
(6) 払込期日	2022年5月24日
(7) 割当先	大和証券株式会社
(8) 募集方法	第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）
(9) 資金の使途	第三者割当増資による新株式発行の調達資金は、公募による新株式発行の調達資金と合わせて、新規の設備投資資金に充当する予定です。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

フルハシEPO株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩田 国良

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉登

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルハシEPO株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

フジエポ株式会社		監査役会
常勤監査役	矢野辰彦	ⓐ
社外監査役	鈴木雅雄	ⓑ
社外監査役	荻谷公平	ⓒ

以上

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,902,571	流 動 負 債	3,515,710
現金及び預金	653,597	支払手形及び買掛金	208,989
受取手形、売掛金及び契約資産	984,455	短期借入金	838,500
商品及び製品	33,211	1年内返済予定の長期借入金	963,941
仕掛品	88,590	リース債務	197,975
原材料及び貯蔵品	24,366	未払法人税等	173,037
その他の	128,168	賞与引当金	126,173
貸倒引当金	△9,818	火災損失引当金	34,040
固 定 資 産	7,355,850	そ の 他	973,052
有 形 固 定 資 産	5,908,099	固 定 負 債	3,627,174
建物及び構築物	1,923,303	長期借入金	2,614,370
機械装置及び運搬具	316,698	リース債務	354,645
土地	2,692,192	退職給付に係る負債	255,379
リース資産	484,478	役員退職慰労引当金	295,678
建設仮勘定	456,539	資産除去債務	68,336
その他の	34,886	そ の 他	38,764
無 形 固 定 資 産	58,900	負 債 合 計	7,142,884
リース資産	34,329	純 資 産 の 部	
その他の	24,570	株 主 資 本	2,105,611
投 資 其 他 の 資 産	1,388,850	資本金	310,000
投資有価証券	370,200	資本剰余金	58,565
長期貸付金	17,253	利益剰余金	1,741,072
繰延税金資産	194,186	自己株式	△4,026
保険積立金	703,631	その他の包括利益累計額	9,925
その他の	105,129	その他有価証券評価差額金	3,837
貸倒引当金	△1,551	為替換算調整勘定	6,087
資 産 合 計	9,258,421	純 資 産 の 部 合 計	2,115,536
		負 債 純 資 産 合 計	9,258,421

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,716,219
売 上 原 価		4,325,714
売 上 総 利 益		3,390,504
販売費及び一般管理費		2,603,079
営 業 利 益		787,425
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	100	
受 取 配 当 金	14,218	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	37,735	
補 助 金 収 入	3,166	
受 取 保 険 金	23,321	
保 険 解 約 返 戻 金	4,315	
そ の 他	19,314	102,173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48,405	
社 債 発 行 費 償 却	55	
そ の 他	3,176	51,638
経 常 利 益		837,960
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,541	22,541
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,880	
火 災 損 失 引 当 金 繰 入 額	34,040	38,920
税金等調整前当期純利益		821,581
法人税、住民税及び事業税	269,920	
法人税等調整額	△18,045	251,874
当 期 純 利 益		569,706
親会社株主に帰属する当期純利益		569,706

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	310,000	58,565	1,346,072	△4,026	1,710,610
会計方針の変更による 累積的影響額			3,891		3,891
会計方針の変更を反映し た当期首残高	310,000	58,565	1,349,963	△4,026	1,714,501
当期変動額					
剰余金の配当			△178,596		△178,596
親会社株主に帰属する 当期純利益			569,706		569,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	391,109	—	391,109
当期末残高	310,000	58,565	1,741,072	△4,026	2,105,611

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,785	10,462	19,248	1,729,858
会計方針の変更による 累積的影響額				3,891
会計方針の変更を反映し た当期首残高	8,785	10,462	19,248	1,733,750
当期変動額				
剰余金の配当				△178,596
親会社株主に帰属する 当期純利益				569,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,947	△4,375	△9,323	△9,323
当期変動額合計	△4,947	△4,375	△9,323	381,786
当期末残高	3,837	6,087	9,925	2,115,536

以上

参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を19,838,000株に変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,792万株</u>とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,983万8千株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<新設>

(附則)

1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結のときをもって任期満了となります。1名が退任しますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
再任 やま ぐち なお ひこ 山 口 直 彦 (1954年10月13日生)	1978年4月 当社入社 1983年1月 取締役 1990年10月 常務取締役 1992年10月 専務取締役 1994年10月 代表取締役副社長 1997年10月 代表取締役社長（現任）	1,203,112株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は豊富な経験と幅広い見識を有し、1997年10月より当社の代表取締役社長を務めており、当社における企業価値のさらなる向上を推進するために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
再任 やま ぐち あき ひこ 山 口 昭 彦 (1957年1月12日生)	1980年4月 愛知リコー(株)（現リコージャパン(株)）入社 1984年8月 当社入社 1990年11月 取締役 1997年11月 専務取締役営業本部長 2000年9月 取締役副社長 2009年1月 代表取締役副社長（現任） 2009年1月 ジャパンバイオエナジーホールディング(株)代表取締役（現任） 2009年2月 川崎バイオマス発電(株)取締役（現任） 2017年4月 C E P O半田バイオマス発電(株)取締役（現任） (重要な兼職の状況) ジャパンバイオエナジーホールディング(株)代表取締役 川崎バイオマス発電(株)取締役 C E P O半田バイオマス発電(株)取締役	661,856株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は豊富な経験・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
再任 くま ぎわ しゅう じ 熊 澤 修 次 (1960年11月1日生)	1984年4月 岐阜県農協運輸(株) (現岐阜県 J A ビジネスサポート(株)) 入社 1989年9月 横浜輸送(株) (現(株)バンテック) 入社 2002年8月 (株)日栄 (現(株)日本保証) 入社 2003年8月 ジブラルタ生命保険(株)入社 2004年2月 当社入社 2008年10月 執行役員バイオマテリアル事業部営業部兼原料調達部長 2011年9月 執行役員資源循環本部長 2012年3月 執行役員資源循環本部長兼名古屋バイオマス発電準備室長 2012年6月 取締役資源循環本部長兼名古屋バイオマス発電準備室長 2013年4月 取締役営業本部長 2018年5月 取締役営業本部関東営業統括部長 2018年11月 取締役関東支社長兼営業本部関東営業統括部長 2020年6月 取締役営業統括担当兼関東支社長 2021年2月 取締役営業本部長 (組織改編による) 2021年5月 常務取締役営業本部長 (現任)	22,000株
【取締役候補者とした理由】 候補者は営業部門を統括する等、当社の成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な経験・見識を有することを踏まえ適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
再任 あま の みき や 天 野 幹 也 (1977年1月26日生)	2000年3月 当社入社 2010年8月 関東支社生産部長兼千葉リサイクルランド工場長 2011年2月 関東支社長代理兼関東生産部長 2011年4月 執行役員関東支社長代理兼生産部長 2014年4月 常務執行役員関東営業本部長兼関東生産本部長 2016年6月 取締役関東支社長代理 2018年5月 取締役営業本部本社営業統括部長 2019年1月 取締役営業本部本社営業統括部長兼営業一部長 2019年7月 取締役本社統括部長兼営業二部長 2020年6月 取締役本社生産担当兼営業開発部長 2021年2月 取締役生産本部長 (組織改編による、現任)	22,000株
【取締役候補者とした理由】 候補者は生産部門を統括する等、豊富な現場経営の経験・実績・見識を有しており、当社の成長・発展に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
再任 うえ 上 の 野 とおる 徹 (1960年9月25日生)	1984年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2015年4月 東伸運輸(株)入社 2016年4月 当社入社サポートセンター法務部長 2016年8月 サポートセンター財務部・法務部長 2016年12月 執行役員サポートセンター財務部・ 法務部長 2019年7月 執行役員総務部長 2020年6月 取締役管理統括担当兼総務部長 2021年2月 取締役管理本部長兼総務部長(組織 改編による、現任)	7,024株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は管理部門を統括する等、豊富な経営の経験・実績・見識を有しており、当社の経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
再任・社外 みず の のぶ かつ 水 野 信 勝 (1952年12月11日生)	1976年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監 査法人トーマツ) 入所 2003年7月 同法人代表社員 2005年7月 三重事務所地区経営執行社員 2017年7月 水野信勝公認会計士事務所所長(現 任) 2017年9月 当社社外取締役(現任) 2018年5月 (株)ダイセキ社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ダイセキ社外取締役監査等委員	15,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 候補者は、公認会計士として長年培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、2017年9月から当社の社外取締役を務めております。その豊富な知識と経験を活かし、特に財務会計・コンプライアンスの観点から当社の経営や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待したため、引き続き社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
再任・社外 織田直子 (1965年10月10日生)	1986年4月 (株)広島そごう入社 1996年1月 (株)アクエリアス情報研究所 (現(株)アクエリアス・ハート・ヴォイス) 設立 2003年6月 (株)アクエリアス情報研究所 (現(株)アクエリアス・ハート・ヴォイス) 代表取締役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)アクエリアス・ハート・ヴォイス代表取締役	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>候補者は、事業法人の経営者としての豊富な経験・見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役を務めております。その豊富な経験と見識を活かし、特に企業経営・コンプライアンスの観点から当社の経営や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待したため、引き続き社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 水野信勝氏は、株式会社ダイセキの社外取締役監査等委員であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
3. 水野信勝氏、織田直子氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結のときをもって、それぞれ4年9ヶ月と3年であります。
4. 水野信勝氏、織田直子氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、水野信勝氏及び織田直子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任されます取締役岡田光男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は本招集ご通知10ページに記載の通りであります。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
お か だ み つ お 岡田 光男	2008年6月 当社取締役 2012年6月 当社常務執行役員 2016年6月 当社取締役（現任）

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2022年5月24日開催の取締役会において、本株主総会第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案通り承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結のときをもって廃止することを決議致しました。

これに伴い、任期中の山口直彦、山口昭彦、熊澤修次、天野幹也、上野徹、水野信勝、織田直子、矢野辰彦、鈴木雅雄、荻谷公平に対し、これまでの労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を退任のときに贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案は、本株主総会第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案通り承認可決されることを条件として、効力が生じるものとします。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知10ページに記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次の通りであります。

氏 名	略 歴
山口 直彦	1983年1月 当社取締役 1990年10月 当社常務取締役 1992年10月 当社専務取締役 1994年10月 当社代表取締役副社長 1997年10月 当社代表取締役社長（現任）
山口 昭彦	1990年11月 当社取締役 1997年11月 当社専務取締役 2000年9月 当社取締役副社長 2009年1月 当社代表取締役副社長（現任）
熊澤 修次	2012年6月 当社取締役 2021年5月 当社常務取締役（現任）
天野 幹也	2016年6月 当社取締役（現任）
上野 徹	2020年6月 当社取締役（現任）
水野 信勝	2017年9月 当社社外取締役（現任）
織田 直子	2019年6月 当社社外取締役（現任）
矢野 辰彦	2007年6月 当社取締役 2019年6月 当社監査役（現任）
鈴木 雅雄	2019年6月 当社社外監査役（現任）
荻谷 公平	2020年4月 当社社外監査役（現任）

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と致したいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議・諮問を踏まえ、取締役会において決定することと致します。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、対象取締役は、5名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した

場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

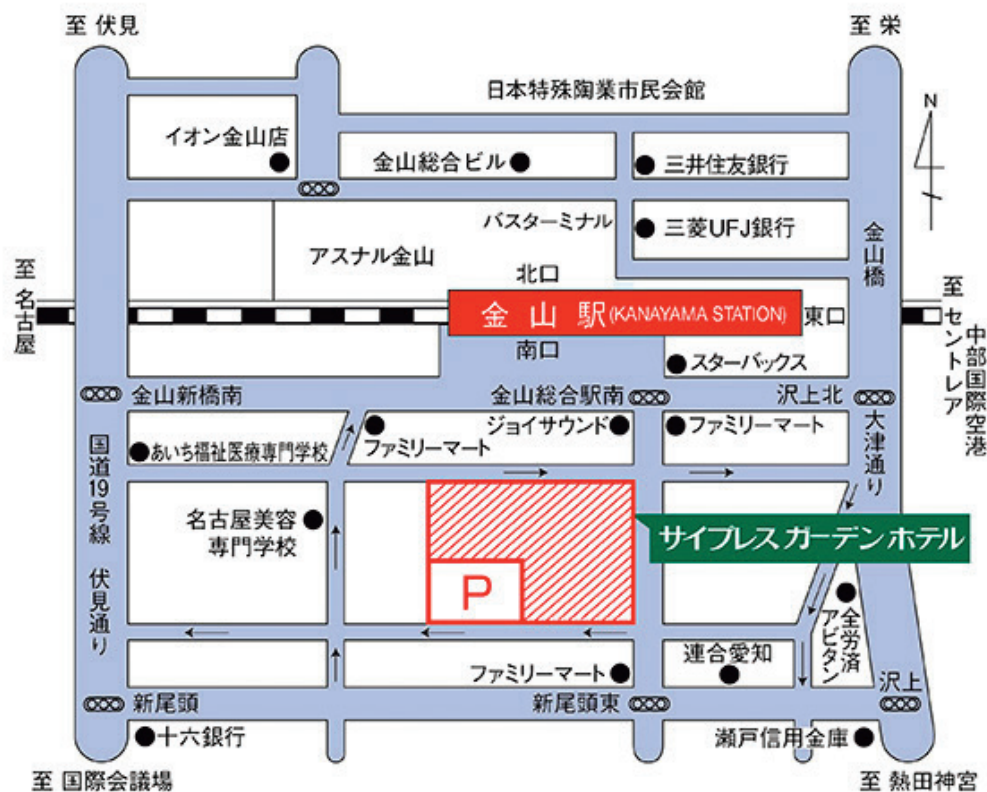
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2020年5月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は本招集ご通知10ページに記載の通りであります。本議案が原案通り承認可決された場合、当社は上記方針を本議案の内容に沿った形に変更することを予定しております。また、上記の通り、本譲渡制限付株式の払込金額は、取締役会決議日前営業日の時価を基礎として特に有利とならない範囲の金額となっており、また、各年度において発行される本譲渡制限付株式の数の発行済株式総数に占める割合は0.4%（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限となる株式数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約4%）と希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

第75回定時株主総会会場のご案内

会 場 名古屋市熱田区金山町一丁目9番8号
 サイプレスガーデンホテル 3階パルティール
 電 話 (052) 379-1661



○アクセス

最寄り駅「金山駅(※)」南口より直進徒歩1分。

※JR東海道本線、JR中央線、名古屋市営地下鉄名城線、
 名古屋市営地下鉄名港線、名鉄名古屋本線

なお、駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルス感染防止に向けた株主総会の運営について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り委任状をご活用いただきますようお願い申し上げます。

【株主総会会場での対応】

1. 株主総会会場におきましては、必ずマスクのご着用をお願いいたします。
 また、ご入場前に検温させていただき、37.5度以上の発熱が確認されたり体調のすぐれないご様子の方には、ご入場をご遠慮いただくこともございます。
2. ご入場の際には手指の消毒にご協力をお願いいたします。
3. 株主総会に出席する当社運営係員は、体調に問題がないことを確認したうえでマスクを着用してご対応させていただきます。

以上、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。